

周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部  
を改正する条例制定について

周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように定める。

平成30年2月21日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部  
を改正する条例

(周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成15年  
周南市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条中「「100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」」を「「100分の  
137.5」とあるのは「100分の167.5」」に改める。

第2条 周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次  
のように改正する。

第4条中「100分の162.5」を「100分の165」に、「100分の167.5」を「100分の  
165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から  
施行する。ただし、第1条の規定による改正後の周南市議会議員の議員報酬、費  
用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「改正後の費用弁償等支給条  
例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の費用弁償等支給条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の費用弁償等支給条例の規定による給与の内払とみなす。

(参 考)

周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例新旧対照表（第1条の改正）

| 現行   | 改正案  |
|--|--|
| <p>(期末手当)</p> <p>第4条 議員には、給与条例の適用を受ける職員（給与条例第20条の2及び第20条の3第1項の規定の適用を受ける職員を除く。）の例により、期末手当を支給する。この場合において、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」と、<u>「100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」と</u>、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「議員が受けるべき議員報酬月額及び当該議員報酬月額に100分の20を超えない範囲内で議長が市長と協議して定める割合を乗じて得た額の合計額」とする。</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第4条 議員には、給与条例の適用を受ける職員（給与条例第20条の2及び第20条の3第1項の規定の適用を受ける職員を除く。）の例により、期末手当を支給する。この場合において、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」と、<u>「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」と</u>、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「議員が受けるべき議員報酬月額及び当該議員報酬月額に100分の20を超えない範囲内で議長が市長と協議して定める割合を乗じて得た額の合計額」とする。</p> |

周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例新旧対照表（第2条の改正）

| 現行  | 改正案   |
|---|---|
| <p>（期末手当）</p> <p>第4条 議員には、給与条例の適用を受ける職員（給与条例第20条の2及び第20条の3第1項の規定の適用を受ける職員を除く。）の例により、期末手当を支給する。この場合において、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「議員が受けるべき議員報酬月額及び当該議員報酬月額に100分の20を超えない範囲内で議長が市長と協議して定める割合を乗じて得た額の合計額」とする。</p> | <p>（期末手当）</p> <p>第4条 議員には、給与条例の適用を受ける職員（給与条例第20条の2及び第20条の3第1項の規定の適用を受ける職員を除く。）の例により、期末手当を支給する。この場合において、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「議員が受けるべき議員報酬月額及び当該議員報酬月額に100分の20を超えない範囲内で議長が市長と協議して定める割合を乗じて得た額の合計額」とする。</p> |